

安平町下水道事業經營戰略

公共下水道事業
特定環境保全公共下水道事業

平成 29 年 3 月

安平町



安平町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 安 平 町

事 業 名 : 公 共 下 水 道 事 業

策 定 日 : 平 成 2 9 年 3 月

計 画 期 間 : 平 成 2 8 年 度 ~ 平 成 3 7 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	20.3	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	2箇所(早来処理区、安平処理区)		
処理場数	2箇所(早来浄化センター、安平浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	地理的条件を勘案して、安平処理区については「下水道クイックプロジェクト」の工場製作型極小規模処理施設(接触酸化型)を採用		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金 8㎡まで 1,555円 超過料金 1㎡につき 194円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本料金 8㎡まで 1,555円 超過料金 1㎡につき 194円		
その他の使用料体系の 概要・考え方	【公衆浴場用】 基本料金 80㎡まで 9,051円 超過料金 1㎡につき 124円		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,780円 平成26年度 3,880円 平成27年度 3,880円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,977円 平成26年度 4,109円 平成27年度 4,126円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	技術職 3名 事務職 1名
事業運営組織	平成28年4月から、下水道事業における職員数が5名から4名に削減。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター運転管理業務委託(H22.4.1~)
	イ 指定管理者制度	上記の包括的民間委託を継続するため未検討
	ウ PPP・PFI	上記の包括的民間委託を継続するため未検討
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	費用対効果が見出せず未検討
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	施設は包括的民間委託をしているため未検討

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成29年2月に公表しました「経営比較分析表」にありますとおり、平成31年度において管きよ工事が概ね完了予定となっていることから、今後は施設等更新事業が主体となり事業費および公債費は減少傾向となる。浄化センターの施設維持管理に包括的民間委託を取り入れ経費節減に努めているところであるが、資産等の状況を的確に把握するために公営企業会計の導入が検討されている。

2. 経営の基本方針

平成31年度において管きよ工事が概ね完了予定となっていることから、今後はストックマネジメント計画が主体となり事業費および公債費は減少傾向となります。浄化センターの長寿命化として第1期(H31～H32)、第2期(H36～H37)、第3期(H38～H39)と3期間で電気計装や汚泥処理等設備の改修、水処理等設備の改修をすすめます。施設の運転管理に関しましては従前どおり包括的民間委託を取り入れ経費節減に努めていきます。

早来市街地から距離のある安平地区に工場製作型極小規模処理施設(下水道クイックプロジェクト社会実験)として建設した安平浄化センターについて、建設コストの縮減や工期短縮効果を検証することで、人口減少下における「将来人口等の見通しに基づく全体計画の策定・見直し」、「下水道の質的向上に向けた既存ストックの有効活用」が進められます。また、長期的には下水道施設がフルに活用されなくなるリスクを解消すべく、全体計画区域を「下水道重点整備区域」と「機動的な整備手法の導入区域」に大別し、それぞれの地域特性に応じた新たな整備手法の導入を検討し、効果・効率的な下水道整備を行うことで持続可能な社会資本整備を進めることができます。

水道事業において導入されている公営企業会計を適用させることで、ストック情報・フロー情報を的確に把握することができ経営状況が明瞭になることから、公営企業会計の導入について検討します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・投資の目標に関する事項

平成31年度において管きよ工事が概ね完了予定となっていることから、今後はストックマネジメント計画が主体となる。

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

浄化センターの長寿命化として第1期(H31～H32)、第2期(H36～H37)、第3期(H38～H39)の3期間にわけ算定する。

・投資の平準化に関する事項

管きよ工事終了後のストックマネジメント計画より投資が平準化する見込みである。

ただし、浄化センター改修が実施されるH36～H37年度においては事業費が突出することとなる。

② 収支計画のうち財源についての説明

・財源の目標に関する事項

高資本費対策により収益的収支は保たれているが、人件費等については一部基準外繰入れを行い不足分を補填する。

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

汚水処理に係る維持管理費を使用料で賄うことが前提であるが、高資本費対策により資金の安定化を図る。

・企業債に関する事項

建設改良費について、下水道事業債及び過疎債を起債同意(許可)額の範囲内において算定している。

資本費平準化債について、過去の借入額を勘案し算定している。

・繰入金に関する事項

雨水処理経費、分流式下水道等経費、水洗便所普及費、高資本費対策を繰入金として算定している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

浄化センター運転管理業務について、平成22年4月1日より包括的民間委託を実施している。

未普及地域解消により処理水量の増加が見込まれ、委託料もついても年々増加している。

・職員給与費に関する事項

平成28年4月より職員を1名減じており、現状の4名体制にて算定。

・動力費、薬品費に関する事項

物価上昇率を見込まずに現状水準として算定。

・修繕費に関する事項

突発的な修繕にも対応できるよう、現状水準において一定程度の修繕費を計上している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略に定めた施策を推進するには、定期的に進捗状況を確認し、目標に対する計画の進行管理が重要になります。さらに、計画と実績とに乖離を生じた場合は、その要因を把握して適切に修正しなければなりません。毎年度実施する安平町総合計画実施計画の作成に合わせ、計画内容や実施状況を検証します。
---------------------	---

経営比較分析表

北海道 安平町	業種名	業種名	類似団体区分
	法非道用	下水道事業	C43
	資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	有収率 (%)
	39.31	該当数値なし	94.86
	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
	8,465	237.16	35.69
	処置区域人口 (人)	処置区域面積 (km ²)	処置区域内人口密度 (人/km ²)
	3,287	1.62	2,029.01
	1か月20m ² 当たり専従料金 (円)		
	3,880		

クラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成27年度全国平均

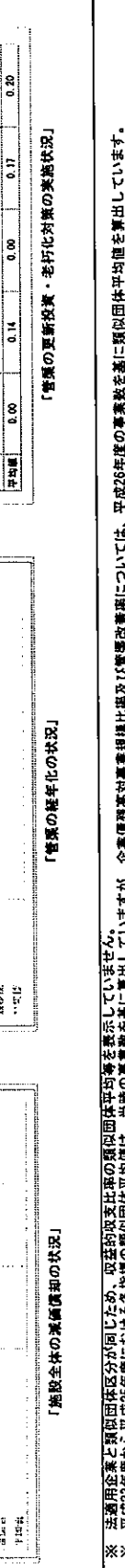
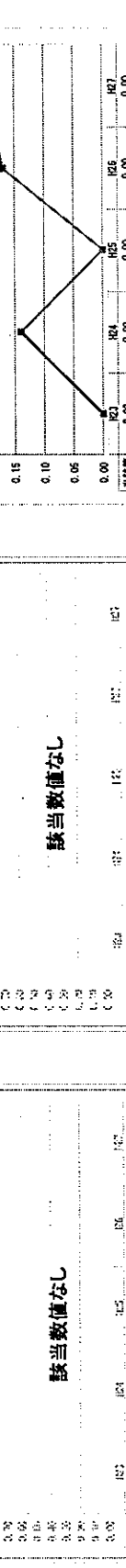
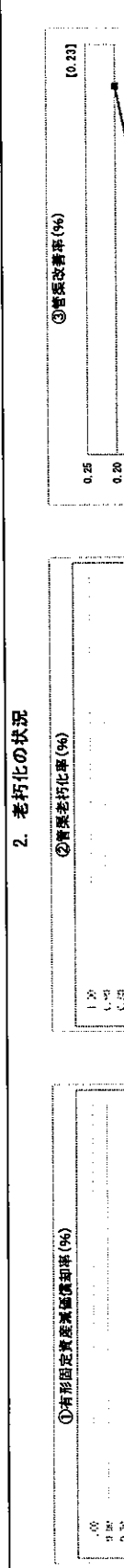
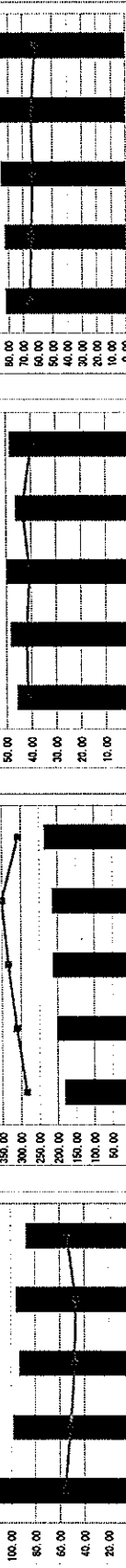
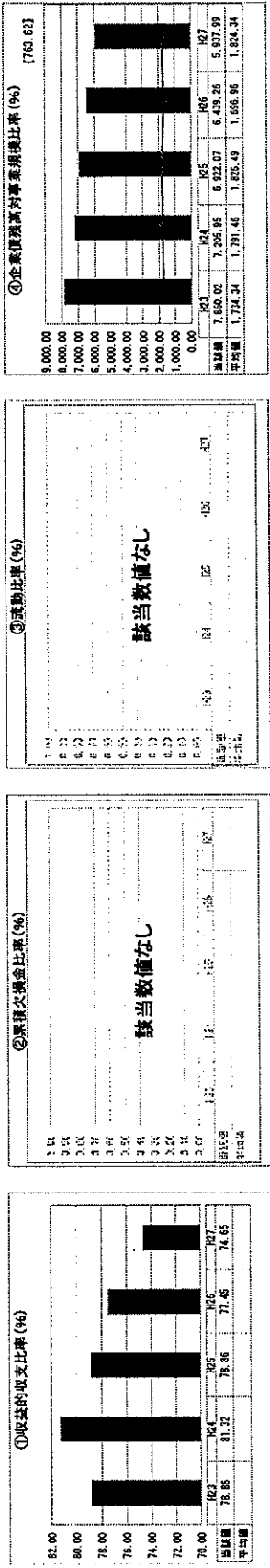
分析概

1. 経営の健全性・効率性について
 公債のピークが平成27年度と大きくなっていることにより、収益的収支比率が100%を大きく下回っているが、その後の公債償還は減少傾向となり比率は若干の増加が見込まれ、企業価値高対専従員比率については、減少傾向となつていく。
 汚水処理原価は、包括的民間委託により浄化センターの維持管理を委託したこととで経費が削減され、平均値を下回っている。
 水洗化率は、平成31年度までは普及及地区の下水道整備により増加が見込まれるが、その後は横ばい傾向となつていく。

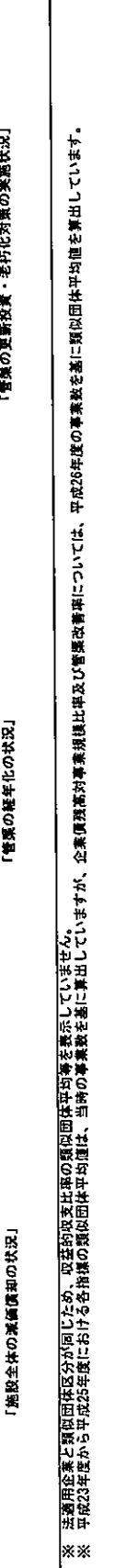
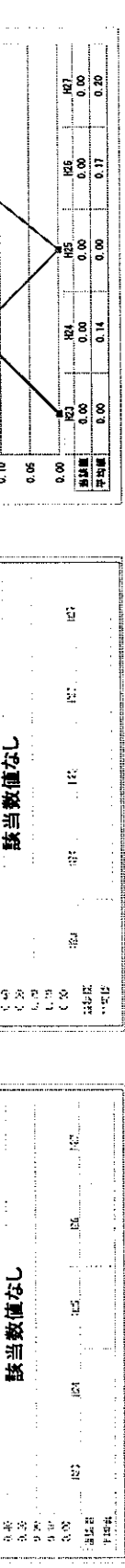
2. 老朽化の状況について
 施設等の更新については、平成28年度からストックマネジメント計画の調査・策定を行ない、実施設計を経て平成31年度から更新(改修)工事を実施する予定であり、その後も順次行っていく。

全体総括
 下水道整備事業は、管きよ工事が平成31年度で完了予定となつていくことから、今後は施設等更新工事が主体となり、ストックマネジメント計画に基づき現在後継施設の維持管理を行っていく。また、現在後継施設の維持管理のため、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入について、検討することとしていく。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 法道用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を提示していません。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業価値高対専従員比率及び管渠改善率については、平成26年度の数値を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画

安平町(単独公共下水道事業)

(単位:千円、%)

年 度		H26年度	H27年度	H28年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分		(決算)	(決算)										
収益的収入	1 総 収 益 (A)	180,131	187,443	211,704	219,505	230,446	231,478	242,017	247,087	248,820	248,251	240,794	243,793
	(1) 営 業 収 益 (B)	70,458	72,003	72,561	71,745	71,355	70,967	70,533	70,108	69,722	69,337	68,957	68,580
	ア 料 金 収 入	46,206	47,651	48,234	47,454	47,065	46,679	46,296	45,907	45,522	45,139	44,760	44,384
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	(24,140)	(24,138)	(24,137)	(24,136)	(24,135)	(24,133)	(24,132)	(24,131)	(24,130)	(24,128)	(24,127)	(24,126)
		112	214	190	155	155	155	105	70	70	70	70	70
	(2) 営 業 外 収 益	109,673	115,440	139,143	147,760	159,091	160,511	171,484	176,979	179,098	178,914	171,837	175,213
	ア 他 会 計 繰 入 金	109,530	115,215	138,843	147,460	158,791	160,211	171,284	176,879	179,098	178,914	171,837	175,213
	イ そ の 他	143	225	300	300	300	300	200	100				
	2 総 費 用 (D)	101,087	106,423	116,392	113,988	112,225	107,124	112,627	112,162	110,520	107,563	96,690	94,360
(1) 営 業 費 用	48,234	54,470	66,437	66,177	66,649	63,859	71,928	74,105	75,130	74,640	66,229	66,325	
ア 職 員 給 与 費			3,195	4,506	4,195	4,756	10,852	13,227	14,778	13,871	5,563	5,729	
イ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他	48,234	54,470	63,242	61,671	62,454	59,103	61,076	60,878	60,352	60,769	60,666	60,596	
(2) 営 業 外 費 用	52,853	51,953	49,955	47,811	45,576	43,265	40,699	38,057	35,390	32,923	30,461	28,035	
ア 支 払 利 息	(5,627)	(5,331)	(5,031)	(4,725)	(4,414)	(4,097)	(3,775)	(3,447)	(3,113)	(2,773)	(2,427)	(2,074)	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息	46,941	46,172	44,324	42,486	40,562	38,568	36,524	34,410	32,277	30,150	28,034	25,961	
イ そ の 他	7	6	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	79,044	81,020	95,312	105,517	118,221	124,354	129,390	134,925	138,300	140,688	144,104	149,433	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	290,438	238,937	300,574	217,881	235,859	206,430	99,727	80,855	76,713	87,507	209,198	208,815
	(1) 地 方 債 債 償 還 金	151,100	137,900	162,800	134,400	150,600	133,700	79,400	63,700	67,600	76,600	130,700	132,100
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債	53,700	62,600	57,600	60,500	55,700	57,300	64,000	63,700	67,600	70,200	67,300	68,700
	(2) 他 会 計 補 助 金	25,597	25,847	19,577	13,625	11,923	11,239	5,631	10,089	5,665	4,728	14,748	13,965
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	109,112	71,468	113,699	67,200	71,200	59,700	13,800	6,350	3,000	6,000	63,750	62,750
	(6) 工 事 費 担 当 金	4,283	3,634	4,698	2,656	2,136	1,791	896	716	448	179		
	(7) そ の 他	346	88										
	2 資 本 的 支 出 (G)	367,499	321,005	393,664	323,398	354,080	330,784	229,117	215,780	215,013	228,195	353,302	358,248
(1) 建 設 改 良 費	236,016	176,343	242,773	157,139	179,786	148,568	35,021	18,102	10,215	17,492	141,678	139,898	
イ ち 職 員 給 与 費	23,066	23,361	11,673	10,700	11,315	11,064	5,284	3,231	2,009	3,251	11,901	12,084	
(2) 地 方 債 債 償 還 金 (H)	131,483	144,662	150,891	166,259	174,294	182,216	194,096	197,678	204,798	210,703	211,624	218,350	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 77,061	△ 82,068	△ 93,090	△ 105,517	△ 118,221	△ 124,354	△ 129,390	△ 134,925	△ 138,300	△ 140,688	△ 144,104	△ 149,433	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1,983	△ 1,048	2,222										
積 立 金 (K)													
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	1,852	3,835	2,787	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,835	2,787	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	3,835	2,787	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	77.5	74.7	79.2	78.3	80.4	80.0	78.9	79.7	78.9	78.0	78.1	78.0	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	70,458	72,003	72,561	71,745	71,355	70,967	70,533	70,108	69,722	69,337	68,957	68,580	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	2,982,538	2,975,776	2,987,485	2,955,626	2,931,932	2,883,416	2,768,720	2,634,742	2,497,544	2,363,441	2,282,517	2,196,267	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		H26年度	H27年度	H28年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分		(決算)	(決算)										
収益的収支分		133,670	139,353	162,980	171,596	182,926	184,344	195,416	201,010	203,228	203,042	195,964	199,339
	うち基準内繰入金	129,944	133,374	142,518	169,769	182,926	184,344	195,416	201,010	203,228	203,042	195,964	199,339
	うち基準外繰入金	3,726	5,979	20,462	1,827								
資本的収支分		25,597	25,847	19,577	13,625	11,923	11,239	5,631	10,089	5,665	4,728	14,748	13,965
	うち基準内繰入金	401	409	418	427	1,984	9,044	5,631	4,728	5,665	4,728	14,748	13,965
	うち基準外繰入金	25,196	25,438	19,159	13,198	9,939	2,195		5,361				
合 計		159,267	165,200	182,557	185,221	194,849	195,583	201,047	211,099	208,893	207,770	210,712	213,304

安平町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 安 平 町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平 成 2 9 年 3 月

計 画 期 間 : 平 成 2 8 年 度 ~ 平 成 3 7 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年度	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適
処理区域内人口密度	20.7	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	1箇所(追分処理区)		
処 理 場 数	1箇所(追分浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特記事項なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金 8m ³ まで 1,555円 超過料金 1m ³ につき 194円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本料金 8m ³ まで 1,555円 超過料金 1m ³ につき 194円		
その他の使用料体系の 概要・考え方	【公衆浴場用】 基本料金 80m ³ まで 9,051円 超過料金 1m ³ につき 124円		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,780円 平成26年度 3,880円 平成27年度 3,880円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,964円 平成26年度 4,039円 平成27年度 4,073円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	技術職 3名 事務職 1名
事業運営組織	平成28年4月から、下水道事業における職員数が5名から4名に削減。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター運転管理業務委託(H22.4.1～)
	イ 指定管理者制度	上記の包括的民間委託を継続するため未検討
	ウ PPP・PFI	上記の包括的民間委託を継続するため未検討
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	費用対効果が見出せず未検討
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	施設は包括的民間委託をしているため未検討

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成29年2月に公表しました「経営比較分析表」にありますとおり、平成30年度において管きょ工事が概ね完了予定となっていることから、今後は施設等更新事業が主体となり事業費および公債費は減少傾向となる。浄化センターの施設維持管理に包括的民間委託を取り入れ経費節減に努めているところであるが、資産等の状況を的確に把握するために公営企業会計の導入が検討されている。

2. 経営の基本方針

平成30年度において管きよ工事が概ね完了予定となっていることから、今後はストックマネジメント計画が主体となり事業費および公債費は減少傾向となります。浄化センターの長寿命化として第1期(H31～H32)、第2期(H36～H37)、第3期(H38～H39)と3期間で電気計装や汚泥処理等設備の改修、水処理等設備の改修をすすめます。施設の運転管理に関しましては従前どおり包括的民間委託を取り入れ経費節減に努めていきます。

また、長期的には下水道施設がフルに活用されなくなるリスクを解消すべく、全体計画区域を「下水道重点整備区域」と「機動的な整備手法の導入区域」に大別し、それぞれの地域特性に応じた新たな整備手法の導入を検討し、効果・効率的な下水道整備を行うことで持続可能な社会資本整備を進めることができます。

水道事業において導入されている公営企業会計を適用させることで、ストック情報・フロー情報を的確に把握することができ経営状況が明瞭になることから、公営企業会計の導入について検討します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

投資の目標に関する事項
平成30年度において管きよ工事が概ね完了予定となっていることから、今後はストックマネジメント計画が主体となる。

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
浄化センターの長寿命化として第1期(H31～H32)、第2期(H36～H37)、第3期(H38～H39)の3期間にわけ算定する。

・投資の平準化に関する事項
管きよ工事終了後のストックマネジメント計画より投資が平準化する見込みである。
ただし、浄化センター改修が実施されるH36～H37年度においては事業費が突出することとなる。

② 収支計画のうち財源についての説明

・財源の目標に関する事項
高資本費対策により収益的収支は保たれているが、人件費等については一部基準外繰入れを行い不足分を補填する。

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
汚水処理に係る維持管理費を使用料で賄うことが前提であるが、高資本費対策により資金の安定化を図る。

・企業債に関する事項
建設改良費について、下水道事業債及び過疎債を起債同意(許可)額の範囲内において算定している。
資本費平準化債について、過去の借入額を勘案し算定している。

・繰入金に関する事項
分流式下水道等経費、水洗便所普及費、高資本費対策を繰入金として算定している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
浄化センター運転管理業務について、平成22年4月1日より包括的民間委託を実施している。
未普及地域解消により処理水量の増加が見込まれ、委託料もついても年々増加している。

・職員給与費に関する事項
平成28年4月より職員を1名減じており、現状の4名体制にて算定。

・動力費、薬品費に関する事項
物価上昇率を見込まずに現状水準として算定。

・修繕費に関する事項
突発的な修繕にも対応できるよう、現状水準において一定程度の修繕費を計上している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	
資産活用による収入増加 の取組について	
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略に定めた施策を推進するには、定期的に進捗状況を確認し、目標に対する計画の進行管理が重要になります。さらに、計画と実績とに乖離を生じた場合は、その要因を把握して適切に修正しなければなりません。毎年度実施する安平町総合計画実施計画の作成に合わせ、計画内容や実施状況を検証します。
---------------------	---

経営比較分析表

北海道 安平町

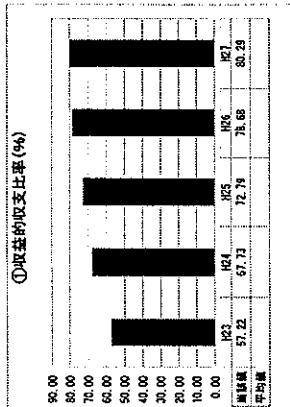
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	特定国庫借金公共下水道	03
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	普及率 (%)
-	該当数値なし	33.41	89.27
1か月20㎡当たり算定料金 (円)	3,880		

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
8,465	237.16	35.69
処理区域人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域人口密度 (人/km ²)
2,793	1.35	2,068.89

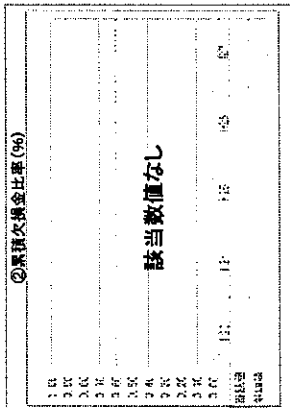
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成27年度全国平均

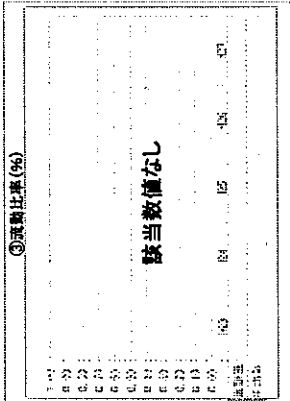
1. 経営の健全性・効率性



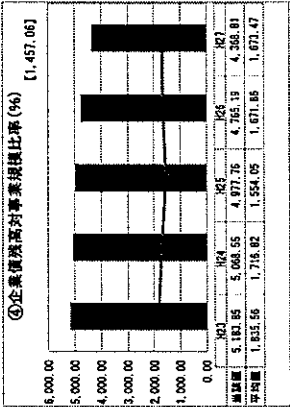
【前年度の収支】



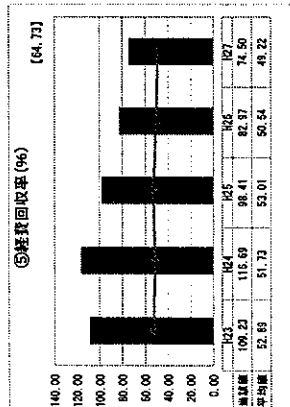
【累積欠損】



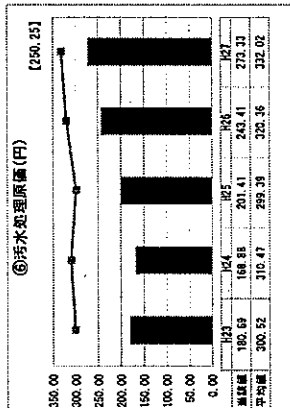
【支払能力】



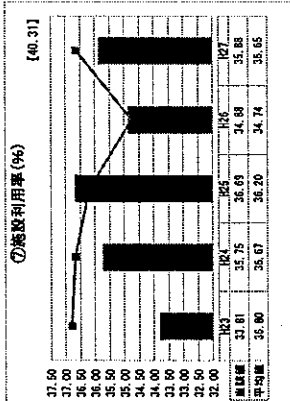
【債務水準】



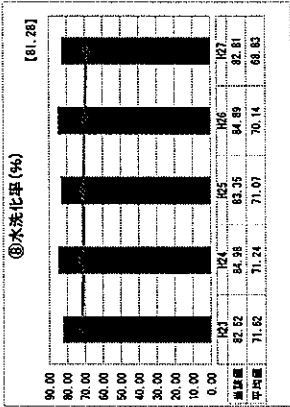
【料金水準の適切性】



【費用の効率性】

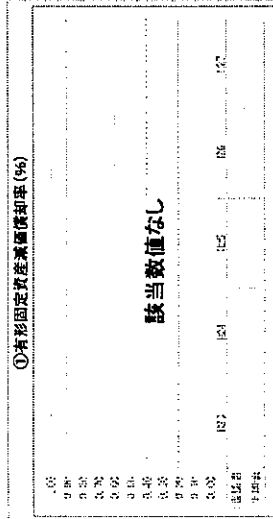


【施設の効率的性】

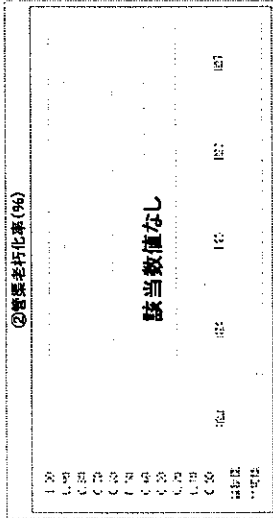


【使用料対象の普及】

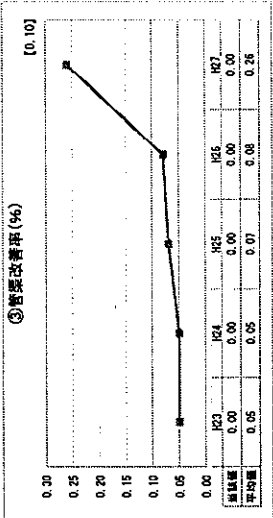
2. 老朽化の状況



【施設全体の減価償却の状況】



【管渠の経年劣化の状況】



【管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況】

1. 経営の健全性・効率性について
 公債のピークが平成22年度とされていることにより、収益的収支比率が100%を大きく下回っているが、その後、公債償還は減少傾向となり比率は若干の増加が見込まれ、企業債務高対事業規模比率については、減少傾向となっている。
 汚水処理原価は、包括的民間委託により浄化センターの維持管理を委託したことにより経費が削減され、平均値を下回っている。
 水洗化率は、平成30年度までは本市及び地区の下水道整備により増加が見込まれるが、その後は横ばい傾向となっている。

2. 老朽化の状況について
 施設等の更新については、平成28年度からストックマネジメント計画の調査・決定を行ない、実施設計を経て平成31年度より更新(改修)工事を実施する予定であり、その後も順次行っていく。

全体総括
 下水道整備事業は、着きよ工事が平成30年度で完了予定となっており、今後は施設等更新工事が主体となり、ストックマネジメント計画に基づき現在段階施設の維持管理を行っていく。また、築35年程度の施設の的確な把握のため、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入について、検討することとしている。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を提示していません。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債務高対事業規模比率については、平成26年度の実績を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画

安平町(特定環境保全公共下水道事業)

(単位:千円,%)

年 度		H26年度	H27年度	H28年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分		(決算)	(決算)										
収益的収入	1 総 収 益 (A)	142,352	155,780	161,789	175,185	190,808	199,029	193,696	198,753	200,211	198,418	189,195	190,138
	(1) 営 業 収 益 (B)	38,311	38,556	41,559	39,089	38,769	38,422	38,088	37,768	37,451	37,137	36,825	36,516
	ア 料 金 収 入	38,184	38,453	41,414	38,994	38,674	38,357	38,043	37,723	37,406	37,092	36,780	36,471
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	127	103	145	95	95	65	45	45	45	45	45	45
	(2) 営 業 外 収 益	104,041	117,224	120,230	136,096	152,039	160,607	155,608	160,985	162,760	161,281	152,370	153,622
	ア 他 会 計 繰 入 金	103,671	117,074	119,930	135,796	151,739	160,407	155,508	160,985	162,760	161,281	152,370	153,622
	イ そ の 他	370	150	300	300	300	200	100					
	2 総 費 用 (D)	72,601	76,467	71,807	79,469	87,221	92,344	84,981	88,017	88,326	85,321	74,888	73,647
	(1) 営 業 費 用 (E)	46,021	51,613	47,999	57,024	66,200	72,952	67,253	71,882	73,581	71,970	62,933	63,026
ア 職 員 給 与 費			5,318	6,791	8,594	14,437	11,802	14,691	16,529	15,405	5,997	6,175	
イ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他	46,021	51,613	42,681	50,233	57,606	58,515	55,451	57,191	57,052	56,565	58,936	56,851	
(2) 営 業 外 費 用	26,580	24,854	23,808	22,445	21,021	19,392	17,728	16,135	14,745	13,351	11,955	10,621	
ア 支 払 利 息	25,840	24,554	23,208	21,845	20,421	18,992	17,528	16,135	14,745	13,351	11,955	10,621	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息	6	6	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
イ そ の 他	740	300	600	600	600	400	200						
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	69,751	79,313	89,982	95,716	103,587	106,685	108,715	110,736	111,885	113,097	114,307	116,491	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	142,101	145,454	133,200	114,333	87,306	35,947	53,574	27,285	18,754	24,394	148,826	146,381
	(1) 地 方 債 借 入 金	70,000	79,200	65,300	59,000	46,400	25,800	32,200	8,500	8,200	12,200	68,300	67,600
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債	35,800	39,300	30,400	27,600	19,000	18,900	17,300	8,500	8,200	6,300	5,400	4,700
	(2) 他 会 計 補 助 金	16,506	16,084	17,979	13,092	8,475	2,481	5,982	11,452	7,181	6,194	16,776	16,031
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	43,907	43,918	43,701	37,200	28,700	5,800	13,900	6,400	3,000	6,000	63,750	62,750
	(6) 工 事 負 担 金	11,430	6,252	6,220	5,041	3,731	1,866	1,492	933	373			
	(7) そ の 他	258											
	2 資 本 的 支 出 (G)	214,398	223,706	220,573	210,049	190,893	142,632	162,289	138,021	130,639	137,491	263,133	262,872
(1) 建 設 改 良 費	106,069	106,154	103,084	86,733	68,306	17,047	36,274	18,785	10,554	18,094	143,428	141,681	
イ ち 職 員 給 与 費	15,955	16,057	11,422	10,329	8,868	3,374	6,365	3,839	2,371	3,873	13,666	13,881	
(2) 地 方 債 借 入 金 返 還 金 (H)	108,329	117,552	117,489	123,316	122,587	125,585	126,015	119,236	120,085	119,397	119,707	121,191	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 72,297	△ 78,252	△ 87,373	△ 95,716	△ 103,587	△ 106,685	△ 108,715	△ 110,736	△ 111,885	△ 113,097	△ 114,307	△ 116,491	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 2,546	1,061	2,609										
積 立 金 (K)													
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	3,949	1,403	2,464	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,403	2,464	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支 差 引 (P)	1,403	2,464	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073	
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	78.7	80.3	85.5	86.4	90.9	91.3	91.8	95.9	96.1	96.9	97.2	97.6	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	38,311	38,556	41,559	39,089	38,769	38,422	38,088	37,768	37,451	37,137	36,825	36,516	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	1,825,592	1,787,240	1,735,051	1,670,735	1,594,548	1,494,763	1,400,948	1,290,212	1,178,327	1,071,130	1,019,723	966,132	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		H26年度	H27年度	H28年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分		(決算)	(決算)										
収益的収支分		103,671	117,074	119,930	135,796	151,739	160,407	155,508	160,985	162,760	161,281	152,370	153,622
	うち基準内繰入金	98,733	102,949	110,587	135,796	151,739	160,407	155,508	160,985	162,760	161,281	152,370	153,622
	うち基準外繰入金	4,938	14,125	9,343									
資本的収支分		16,506	16,084	17,979	13,092	8,475	2,481	5,982	11,452	7,181	6,194	16,776	16,031
	うち基準内繰入金				13,092	8,475	2,481	5,982	11,452	7,181	6,194	16,776	16,031
	うち基準外繰入金	16,506	16,084	17,979									
合 計		120,177	133,158	137,909	148,888	160,214	162,888	161,490	172,437	169,941	167,475	169,146	169,653